

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	調達改善に向けた審査・管理の充実【公共調達委員会(事前審査)及び公共調達中央監視委員会(事後審査)の積極的活用等】	<p>1. 公共調達委員会(事前審査) 公共調達に係る厚生労働省独自の取組として「公共調達委員会」において、調達手続き開始前に所要の改善・指導を行い、その結果を調達に反映させることにより、公共調達の手続きの適正性及び競争性の確保に努める。調達に当たっては、公共調達委員会の審査・承認を経なければ調達手続きに着手できないものとし、これにより、調達部局の担当職員はもとより、幹部を含めた職員全体の調達改善への意識の向上を図る。また、次回の調達の際に前回の調達結果を報告させるとともに、一者応札となった案件については、調達部局において一者応札の要因を分析し、対応方針を検討した上で、同委員会でも更なる課題等がないかを含め審査を行うことにより、一者応札の更なる改善を図る。</p> <p>2. 公共調達中央監視委員会(事後審査) 公共調達中央監視委員会において、調達についての事後審査を行い、同委員会の意見及び提言を次回の調達又は類似の調達に反映することにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図る。特に、公共調達委員会において改善措置を講ずることが指摘された案件については、当該委員会での指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを含め、公共調達中央監視委員会でも審査を行う。</p> <p>3. 公共調達委員会等の審査結果を踏まえた対応</p> <p>(1) 一者応札等への対応 公共調達委員会等による個別案件ごとの精査の結果、一者応札等で受託・受注している案件については、調達の目的・内容に応じて以下の内容を検討し、所要の改善策を講じる。なお、公共調達委員会等の指摘事項を踏まえて改善した結果について、好事例があれば省内に周知を行う。また、一者応札となった個別案件及びその要因について一覧表の作成を行い、省内に共有するとともに、必要に応じて、会計課と調達部局で改善策について検討を行う。</p> <p>① 要因分析及び対応方針 要因を分析し対応方針を定める。その際、入札説明会に参加したが応札しなかった者等に対するアンケート等を実施する。</p> <p>② 競争参加資格等の見直し 参加資格、応札(応募)条件及び実績要件等について緩和又は削除が可能か。</p> <p>③ 仕様の見直し 受注者を限定する性能、条件ではないか(同等の記述が可能か)、積算が可能な内容か、業務量、履行期間その他の履行条件で過度の負担となっていないか、仕様の公表において公平性・透明性が確保されているか。</p> <p>④ 発注単位の見直し 効率性を損なわない範囲内で、調達業務の分離・分割は可能か。あるいは、競争性を損なわない範囲内で、一括調達は可能か。</p> <p>⑤ 調達スケジュール等の見直し 公告期間の延長、説明会の開催、説明会から入札・技術提案期限までの期間の延長、又は調達手続の時期の前倒し等により参加希望者の準備期間を十分に確保できるか。</p> <p>⑥ 調達情報の周知の徹底 業界団体との連携、各種広報ツール(HP、業界紙への掲載等)の活用を行っているか。</p> <p>⑦ 業務内容の理解の促進 新規参入者が業務内容を正確に理解するため業務説明会の開催、実施要領の作成・配付、過去の業務実績又は現行業務の情報閲覧等を行っているか。</p> <p>⑧ 調達内容に応じた適切な調達方法の活用</p> <p>(2) 随意契約への対応 随意契約についても、同様に公共調達委員会等による個別案件ごとの精査を行い、可能な限り一般競争入札に移行させる。その結果、なお競争性のない随意契約によらざるを得ないと判断される案件についても、以下の内容を検討する等、調達の適正化を図る。</p> <p>① 契約相手方に対する価格交渉(初度設備経費や業務の効率化による人件費を見直せないか。)</p> <p>② 仕様の見直し等(業務内容の必要性や実施方法の適切性・効率性について精査し、コストの削減又は質の向上が図られないか。)</p> <p>③ 適正な価格での調達(契約金額の内訳を徹底的に等、調達する財やサービスの価格の積算構造を把握し、調達案件に関する価格動向等についての情報収集を徹底する。)</p> <p>(3) 価格交渉を含む随意契約 特殊な技術・設備が求められる調達等で、そもそも特定一者以外には履行し得ないと考えられるものについては、公共調達委員会の審査を経たうえで、必要となる技術等を明示した上で公募を実施し、一者であることが確認された場合には、「価格交渉を含む随意契約」手続きにより、一者応札等の改善と合わせて、経済性の確保に努める。</p> <p>4. インターネットによる価格調査 数多くの取引価格の比較がインターネットを利用して容易にできる大量生産品について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認し、予定価格や調達仕様書の見直し等の改善を図る。</p> <p>5. 調達事務の進捗管理 会計事務の適正化の取組や早期発注を図る観点から、今後は、公共調達委員会の審査対象となる契約については、一元的な調達事務の進捗管理を行う。</p>	<p>【公共調達委員会の取組】 公共調達委員会の審査対象案件は、厚生労働省の全契約金額(少額随契を除く)の9割を占めており、これまでも、本委員会での指摘等を踏まえた調達の改善効果が顕著であることから、引き続き、重要な取組みとして位置づけるもの。</p> <p>【中央調達監視委員会の取組】 調達についての事前審査を行う公共調達委員会における指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを含め、公共調達中央監視委員会でも審査を行い、次回の調達又は類似の調達に反映させることにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図ることは調達の適正化に資するものであることから、重要な取組みとして位置づけるもの。</p>	A+	<p>【公共調達委員会】平成21年度</p> <p>【中央監視委員会】平成19年度</p> <p>【一者応札案件の一覧表の作成】令和元年度</p> <p>【調達事務の進捗管理】令和元年度</p>	<p>公共調達委員会の指摘事項を調達に反映させることにより、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上を確保する。</p> <p>・前回一者応札等から複数応札等へ改善を図る。</p> <p>・随意契約から一般競争入札へ移行することによりコストの改善を図る。</p> <p>・価格交渉を含む随意契約を行うことにより調達コストの改善を図る。</p> <p>公共調達中央監視委員会の指摘事項を次回の調達に反映させることにより、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上を確保する。</p>	令和4年3月末まで
○	○	一者応札の改善に向けた取組	<p>1. 公共調達委員会等による取組 前掲のとおり。</p> <p>2. 調達前自己チェックプロセス 前回一者応札となった案件について、チェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスを導入。</p> <p>3. メールマガジンによる情報提供 入札情報を配信登録者へ配信し、入札参加を促し、一者応札の改善に努める。</p> <p>4. 分野別の入札公告の掲載 ホームページ上の調達情報一覧について、入札参加希望者が情報を入手しやすくなるよう分野別に掲載することにより、一者応札の改善に努める。</p> <p>5. 内部監査 (1) 調達改善計画の取組内容等について、会計監査における重点監査項目とし、取組状況を監視するとともに、公共調達審査会と連携し、効率的・効果的な事後審査体制を整備する。 (2) 公共調達委員会の審査対象とならない調達案件について、専門の職員による個別の調達指導を行うことにより調達担当職員の調達改善に向けた意識改革を図る。 (3) 監査や指導結果について、フォローアップを行う。</p> <p><主な取組> ・一者応札等となった調達案件については、その内容や契約の相手方となり得る地域での経済活動の状況などについて点検・要因分析を行った上で、複数入札が見込まれるように調達方法の工夫、調達内容、仕様等の改善を指導する。 ・連続して2回以上一者応札等となったものについて等級拡大を行うよう指導する。 ・調達案件の説明会に参加したにもかかわらず応札しなかった業者に対してアンケート等を実施し、要因を分析・把握するよう指導する。</p>	<p>随意契約の見直しにより、競争性の高い契約方式(一般競争入札、企画競争)に移行している調達に、依然として一者応札等となっている調達が散見され、競争性が十分に確保されていない実態もあることから、改善の余地が大きいと認められ、重要な取組みとして位置づけるもの。</p>	A+	<p>チェックプロセス 平成28年度</p> <p>メールマガジン 平成26年度</p> <p>分野別の入札公告の掲載 令和元年度</p> <p>専門の職員による調達指導 平成23年度</p>	<p>前回一者応札であった調達全てについて、チェックリストを活用した調達前自己チェックプロセスを実施する。</p> <p>入札情報を配信登録者に配信する。</p> <p>内部監査において、前回一者応札等から複数応札等へ改善を図るよう指導する。</p>	令和4年3月末まで

令和3年度の調達改善計画

重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		随意契約の改善	<p>1. 公共調達委員会等による取組 前掲のとおり。</p> <p>2. 内部監査 (1) 調達改善計画の取組内容等について、会計監査における重点監査項目とし、取組状況を監視するとともに、公共調達審査会と連携し、効率的・効果的な事後審査体制を整備する。 (2) 公共調達委員会の審査対象とならない調達案件について、専門の職員による個別の調達指導を行うことにより調達担当職員の調達改善に向けた意識改革を図る。 (3) 監査や指導結果について、フォローアップを行う。</p> <p><主な取組> 随意契約については、随意契約の理由を分類し、各分類毎に詳細に分析を行った上で、随意契約理由の妥当性及び計画的な調達による一括調達の可否などを点検し、可能な限り一般競争入札への移行を指導する。</p>	随意契約は競争が働かないことによる価格の高止まりが生じるおそれがあり、不断の見直しが必要であることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+	専門の職員による調達指導 平成23年度	内部監査において、競争性を促進し、随意契約は理由の分類化や詳細な分析を行った上で可能な限り一般競争入札に移行させるよう指導するとともに、競争性のない随意契約によらざるを得ないと判断される案件についても、調達コストの改善及び質の向上に努める。	令和4年3月末まで
○		公共調達の適正化(企画競争の適正な実施等)	<p>行革指針に基づき、企画競争は、価格による競争の要素が含まれない随意契約であることを踏まえ、それによることが真に適切かつやむを得ないと言えるか慎重に検討のうえ限定的に行うこととし、これにより特定の事業者を選定したときは、必ず契約金額の内訳を書面で提出させ、将来的に一般競争入札へ移行した際に適正な価格設定ができるよう努める等、経済性の確保を徹底する。 また、研究開発、調査、広報の業務委託については、一般競争入札(総合評価落札方式)によることとし、新規の事業など、入札のための仕様が確定していないことを理由として企画競争は認めないこととし、行政補助的な業務(例えば、会議の運営業務や研修実施事業等)については、新規の事業を除き、企画競争は認めない。 更に、総合評価落札方式及び企画競争の実施にあたってのルールに基づき、チェックリストを活用し、引き続き、公共調達の適正化を図る。</p> <p><ルールの主なポイント> ・評価基準については、事業の確実な実施を担保するため全体の評価点等に対して事業実施体制の配分点等のバランスをとること。 ・評価委員会等の開催にあたっては、原則、会議形式とすることとし、書類のみで委員が内容を十分に理解できない場合等においては、プレゼンテーションを開催すること。 ・総合評価落札方式及び企画競争においては、品質や技術といった価格以外の要素について評価対象とすることから、事業者の評価等選定過程の透明性の確保が重要であり、技術審査委員会等の構成は利益相反に配慮の上、委員の1/2以上を外部の有識者とすること。</p> <p>この他、各部局において共通する調達について、調達方式を統一するよう努める。</p>	企画競争は価格による競争の要素が含まれない随意契約であることを踏まえ限定的に行うことが必要であり、一者応募となつている調達が多い現状を踏まえ、改善の余地が認められることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+	-	公共調達委員会における事前審査において、企画競争について慎重に検討のうえ審査を行う。	令和4年3月末まで
○		地方支分部局等における取組の推進	<p>1. 公共調達委員会等による取組 前掲のとおり。</p> <p>2. 内部監査 前掲のとおり。</p> <p>3. 共同調達 引き続き、共同調達を実施することとし、調達品目や実施部局の拡充を検討のうえコスト削減や事務の効率化を図る。 特に、電力については共同調達(または一括調達)を行うことを検討する。 ※実施済の品目: 汎用的な物品・役務の調達のうち「事務用消耗品等」他5品目</p>		A+	-	共同調達については、小規模官署ほど規模の大きな共同調達グループに参加することにより、スケールメリットを享受できるため、取りまとめ官署を合同庁舎管理庁等に固定する等を検討し事務コストの削減を図る。	令和4年3月末まで
○		電力調達、ガス調達の改善	<p>1. 電力調達(少額随意契約を除く) 大規模庁舎(特定高圧の庁舎及び高圧の庁舎)に係る電力調達については、既に一般競争入札を実施しているところであり、引き続き一般競争入札を実施し、コスト削減に努める。 また、平成28年4月からの電力小売全面自由化により、小規模庁舎(低圧の庁舎)に係る電力調達においても、競争性を高めるための方策に取り組み、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組むとともに、共同調達等の実施によるコスト削減を図る。</p> <p>2. ガス調達(少額随意契約を除く) 大規模庁舎等(年間契約数量10万㎡以上)に係るガス調達については、既に一般競争入札を実施しているところであり、引き続き一般競争入札を実施し、コスト削減に努める。 また、平成29年4月からのガス小売全面自由化により、小規模庁舎(年間契約数量10万㎡未満)に係るガス調達においても、競争性を高めるための方策に取り組み、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組むこととする。</p> <p>3. 再生可能エネルギー電力調達及び電力調達の更なるコスト削減 競争性確保やコスト上昇に留意しつつ、再生可能エネルギー比率30%以上の調達に努めるとともに、より一層のコスト削減を図るため、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を検討し、実施可能な場合は、一つの契約にまとめた電力調達を行う。</p>		B	1. 電力調達(小規模) 平成28年度 2. ガス調達(小規模) 平成29年度 3. 令和3年度	大規模庁舎に係る電力調達及びガス調達について、引き続き一般競争入札を実施しつつ、一者応札の改善を図る。 小規模庁舎に係る電力調達及びガス調達について、可能なものから一般競争入札への移行に向けて取り組む。 競争性確保やコスト上昇に留意しつつ、再生可能エネルギー比率30%以上の調達に努めるとともに、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達を行う。	令和4年3月末まで

その他の取組

令和3年度調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p><国庫債務負担行為の活用> 複数年度契約による調達が可能と思われる案件について、国庫債務負担行為の活用の必要性を検討する。</p>	継続
<p><情報システム分野に係る調達> 公共調達委員会において一者応札への対応や競争性の確保について審査する。 公共調達中央監視委員会の第二分科会(情報システム関係等を中心に審査する分科会)において、予定価格の積算の妥当性等についての検証(事後検証)を行う。</p>	継続
<p><庁費関係のうち、汎用的な物品・役務の調達(本省分)> 予算執行の効率化の要請の強い庁費関係のうち、汎用的な備品費、消耗品費及び雑役務費について、共同調達を実施し、対象品目については、以下の7品目で行うこととし、コスト削減や効率化を図る。 ①事務用消耗品等(コピー用紙含む)②蛍光灯 ③新聞切り抜き ④配送 ⑤トイレトーパー ⑥災害備蓄用品 ⑦ガソリン</p>	継続
<p><クレジットカード決済> コスト削減のため、引き続き、ETCカードを活用した高速料金の支払い、水道料金及び電気料金のクレジットカード決済を実施する。</p>	継続
<p><予算の支出状況に係る情報公開の取組> 厚生労働省独自の取組として、1件100万円以上の支出案件について、インターネットの専用サイトを構築し、①契約の相手方、②物品購入や印刷物等の契約内容、③支払総額の契約相手方の順位等について、検索機能を付与し、自由に検索閲覧可能。</p>	継続
<p><遊休資産の売却等の促進> 厚生労働省独自に「遊休資産に関する省内プロジェクトチーム」を設置し、厚生労働省保有の遊休資産の実態を調査。処理計画を策定し、売却等を進める。</p>	継続
<p><人事評価への反映> 厚生労働省における組織目標として、人材育成等及び職員的能力向上のための取組に、「コスト意識」の向上等を盛り込み、それぞれの組織、職階に応じた目標を明確化し、各職員ごとの目標設定を行い、人事評価を実施することにより、職員の意識改革によるコスト削減を実現する。</p>	継続
<p><調達担当職員の意識改革・能力向上> 調達担当職員を対象に、専門家の講師を招いて、入札や企画競争等の適正な実施を徹底するために職員研修を実施する。 また、会計法令の遵守及び会計事務に関する必要な知識の習得のため、本省において契約に携わる全ての監督・検査職員に対する実務研修を実施する。</p>	継続
<p><業者の選定方法の厳格化> 契約の適切な履行及び成果物の質を確保するため、個人情報を取り扱う業務等について一般競争参加資格等級の指定を厳格化する。</p>	新規
<p><契約に反する再委託の防止> 適正な履行の確保を図る観点から、原則、履行開始時(契約後約1月以内)に監督職員等による立入調査を実施し、契約に反する再委託等が行われていないか確認を行う。</p>	新規
<p><成果物の確認> 検査職員による成果物の検査に当たり、契約の内容に応じ、全数検査又はサンプル検査のいずれかを行うことに加え、検査終了後、事業担当部局の課室長等管理監督者による納品確認を行うことにより、成果物の質の向上を図る。</p>	新規